

令和7年度熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 令和7年度熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、介護保険施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう食料品の購入費等を支援することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、交付申請日時点において、熊本県内の次の各号の介護保険施設等（令和7年（2025年）4月1日から交付申請日までの全期間において事業を休止している施設等を除き、高齢者へのサービス提供に当たり、介護保険法及び老人福祉法等で規定される設備基準、人員基準、運営基準を満たすもの。以下「交付対象施設等」という。）を所管し、今後も事業を継続する意思を有する者とする。

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 地域密着型介護老人福祉施設
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 介護医療院
- (5) 養護老人ホーム
- (6) 軽費老人ホーム
- (7) 短期入所生活介護事業所（空床利用型を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象外とする。

- (1) 交付対象者及び交付対象施設等の役員又は使用人が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合
- (2) 交付対象施設等が業務上の行為により法令に違反し、令和7年（2025年）4月1日から交付決定日までの間に、介護保険法又は老人福祉法等に基づく行政処分を受けた場合

(対象経費等)

第4条 この補助金は、内示日（この要項の適用日を内示日とする。）から交付申請日までの間に交付対象者が負担した食料品の購入費等（総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額。消費税及び地方消費税相当額を除く。）を対象とし、令和7年（2025年）4月1日時点の定員1人当たり18,000円を上限として、国の令和7年度介護保険事業費補助金（介護施設等に対するサービス継続支援事業）の交付決定の範囲内で交付

する。この場合、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、令和7年（2025年）4月2日以降に新たに事業を開始した交付対象施設等の場合は、その指定等の日時点の定員をもとに算出する。

（交付の申請、請求）

第5条 交付対象者がこの補助金の交付を希望する場合は、次に掲げる書類により、知事が別に定める期日までに交付申請を行うものとする。

（1）令和7年度熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式1）

（2）その他知事が必要と認める書類

2 規則第16条に規定する補助金の請求は、次に掲げる書類により行う。

（1）令和7年度熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金請求書（様式4）

（2）申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し等

（電子情報処理組織による提出）

第6条 交付対象者は、前条に定める交付の申請及び請求並びに規則第8条の規定による取下げについて、知事が別に定める電子情報処理組織（熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年熊本県条例第64号）第5条第1項の規定により同項に規定するものをいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、規則及びこの要項の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該規則及びこの要項の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われる申請等は、県が指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

（交付の決定）

第7条 知事は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、規則第6条の規定に基づき令和7年度熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付決定通知兼交付確定通知書（様式2）によりその決定の内容を申請者に通知する。

（交付の条件）

第8条 規則第5条第1項第3号に定めるその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

（1）事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいかが低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

（2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならぬ。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第5に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、都道府県知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により都道府県知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなつた場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと知事が認める場合には、交付された補助金を返還しなければならない。

(交付決定前の事業着手)

第9条 交付対象者は、第4条による内示日以降かつ、第7条による交付決定前に、交付決定額が交付申請額を下回る場合等があり得ることを了知した上で補助金事業に着手することができる。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

(実績報告、補助金の額の確定)

第11条 規則第13条に定める実績報告は、第5条第1項に定める申請書の提出（第6条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合を含む。）をもって行ったものとし、規則第14条に定める補助金の額は、第7条に定める交付の決定をもって確定したものとみなす。

(交付決定の取消し)

第12条 知事は、交付対象者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、規則第17条第4項の規定に基づき令和7年度熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（様式3）により申請者に通知し、既に補助金の交付を行っている場合は全部又は一部の返還を求めるものとする。

(検査及び報告)

第13条 知事は、この補助金の適正な支出のため、必要に応じて交付対象者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。交付対象者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(不当利得の返還)

第14条 知事は、補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付を行った補助金の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 補助金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和8年（2026年）1月30日から施行し、令和7年（2025年）12月19日から適用する。

【様式 1（第5条関係）】

※熊本県記入欄

整理番号 高

熊本県知事 木村 敬 様

令和7年度熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金
交付申請書兼実績報告書

申請日： 令和8年 月 日

申請者（法人）住所	〒	一					
フリガナ							
申請者名（法人名）							
代表者職氏名	役職		氏名				

※申請者の押印を省略する場合は次欄も記入して下さい。

書類発行責任者氏名		責任者連絡先	一	一	一	一
担当者氏名		担当者連絡先	一	一	一	一
連絡先（メールアドレス）						

標記について、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

補助申請（実績）額 0 円 ※自動計算（定員×18,000円か所要額の少ない額）

1 事業所・施設情報

事業所・施設名	介護保険事業所番号 ※養護・軽費は入力不要	サービス種別	住所	定員

2 所要額内訳

科目	所要額	円	用途・品目・数量等
①需用費		円	
②委託料		円	
③その他		円	※基本的には①②での申請を想定しています。「役務費」、「使用料及び賃借料」及び「備品購入費」について申請を検討される場合は個別に御相談ください。
計	0	円	<input type="checkbox"/> 所要額が補助申請（実績）額以上であるか

※自動計算。所要額が補助（申請）額以上ではない場合（K35セルが赤色）は各科目の額を再確認してください。

3 裏面の誓約事項を確認し、全て該当する場合は○を記入してください。

1つでも該当しない場合、補助金の申請はできません。

誓約事項	
------	--

裏面へ続く

(誓約事項)

- ① 申請者は、交付要項第3条に規定する交付対象者の要件を満たしています。
- ② 申請者及び交付対象施設等の役員又は使用人は、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号から第4号に規定する暴力団関係者ではありません。
- ③ 業務上の行為により法令に違反し、令和7年（2025年）4月1日から交付決定日までの間に、介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法に基づく行政処分を受けたことはありません。（所管する交付対象施設等を含みます。）
- ④ 交付対象施設等は、令和7年（2025年）4月1日から交付決定日までの間に運営実態があり、物価上昇の影響を受けて食事提供サービスに係る費用が増加しています。また、熊本県や市町村等が実施する他の支援制度を利用してもなお、今回の交付申請額以上に食料品の購入費等の申請者の負担が上回っています。
- ⑤ 申請内容に虚偽はありません。虚偽が判明した場合は、交付された補助金の返還に応じます。
- ⑥ 補助金の交付手続きに必要な範囲で、県から業務委託事業者に、申請者の個人情報を含む必要な情報が提供されること及び熊本県が運営するホームページ等で交付申請者の情報を公表することに同意します。
- ⑦ 申請者は、交付要項第8条第9項に定める証拠書類等の保管を確実に行います。

【様式2（第7条、第11条関係）】

高齢第 号
年 月 日

（申請者名）様

熊本県知事 木村 敬

令和7年度熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付
決定通知兼交付確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました標記補助金については、熊本県補助金等
規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定し
ましたので、同規則第6条の規定により通知します。

また、同規則第14条の規定により、補助金の額を金 円に確定しましたので
通知します。

記

交付の条件

1 令和7年度熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付要項第8
条に定めるとおりとする。

【様式3（第12条関係）】

高齢第 号
令和 年 月 日

（交付決定者名）様

熊本県知事 木村 敬

令和7年度熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付決定(一部・全部)取消通知書

令和 年 月 日付け高齢第 号で交付決定しました標記補助金については、熊本県補助金等規則第17条の規定により、下記のとおり交付を(一部・全部)取り消しましたので、同条第4項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付取消額 金 円

3 取消し理由

【様式 4】

令和 7 年度熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金
請求書

令和 7 年度熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金について、下記のとおり請求いたします。

1 補助金名

令和 7 年度熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金

2 請求額

金 円

3 口座情報（振込口座情報を通帳に記載の表記のとおりに記入してください。）

金融機関名			金融機関コード			
支店名			支店コード			
預金種類		(01 : 普通、02 : 当座、04 : 賢蓄)				
口座番号 (右詰め)						
フリガナ						
口座名義						
委任状兼口座振替申出書の提出有無		無：口座名義が代表者役職名＋代表者氏名と同一 有：口座名義が代表者役職名＋代表者氏名と異なる				

※口座名義が代表者職氏名と異なる場合は、別途「委任状」及び「口座振替申出書」の提出が必要です。

令和 8 年（2025 年）月 日

住所	〒	一			
フリガナ					
法人名					
代表者職氏名	役職		氏名		

熊本県知事 木村 敬 様

書類の提出方法					
書類発行責任者氏名		責任者連絡先	一	一	
担当者氏名		担当者連絡先	一	一	
連絡先（メールアドレス）					

委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2に規定する事項を委任します。

記

1 代理人

住所	〒	一				
(商号等)						
商号等						
代理人職氏名	役職		氏名			

2 委任事項

令和7年度熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金の受領に関する一切の権限

令和8年 月 日

委任者 住所						
商号等						
代表者職・氏名						印

口座振替申出書

本県委任に係る補助金につきましては、下記口座に振り込みいただきますようお願いします。

記

1 振込口座

金融機関名				金融機関コード				
支店名				支店コード				
預金種類		(01:普通、02:当座、04:貯蓄)						
口座番号 (右詰め)								
フリガナ								
口座名義								

受任者 住所								
商号等								
代表者職・氏名								印

※受任者の押印を省略する場合

書類発行責任者氏名		責任者連絡先		一		一	
担当者氏名		担当者連絡先		一		一	